

○厚生労働省告示第三百九十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分 080(12)を次のように改める。

(12) 頭蓋骨閉鎖用クランプ

- | | |
|-------|----------|
| ① 一般型 | 38,200 円 |
| ② 簡易型 | 18,600 円 |

別表Ⅱ区分 087(4)を次のように改める。

(4) 疼痛除去用（16 極以上用）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 標準型 | 1,600,000 円 |
| ② MR I 対応型 | 1,680,000 円 |

別表Ⅱ区分 087(6)を次のように改める。

(6) 疼痛除去用（16 極以上用）充電式・体位変換対応型

- | | |
|------------|-------------|
| ① 標準型 | 1,980,000 円 |
| ② MR I 対応型 | 2,070,000 円 |

別表Ⅱ区分 112(8)を次のように改める。

(8) トリプルチャンバ（Ⅱ型）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 標準型 | 1,600,000 円 |
| ② MR I 対応型 | 1,670,000 円 |

別表Ⅱ区分 130(1)に次のように加える。

- | | |
|----------|-----------|
| ⑥ 再狭窄抑制型 | 166,000 円 |
|----------|-----------|

別表Ⅱ区分 133 に次のように加える。

- | | |
|-----------------|----------|
| (20) 体温調節用カテーテル | 27,900 円 |
|-----------------|----------|

別表Ⅱ区分 134(1)②に次のように加える。

ウ ヘパリン使用型

- | | |
|-------------|------------------|
| i 外部サポートあり | 1 cm 当たり 3,530 円 |
| ii 外部サポートなし | 1 cm 当たり 2,590 円 |

別表Ⅱ区分 144(1)に次のように加える。

- | | |
|------------|-------------|
| ③ 自動調整機能付き | 4,300,000 円 |
|------------|-------------|

別表Ⅱ区分 144(2)を次のように改める。

(2) 4 極用

- | | |
|------------|-------------|
| ① 標準型 | 4,290,000 円 |
| ② 自動調整機能付き | 4,500,000 円 |

別表Ⅱ区分 148 を次のように改める。

148	カプセル型内視鏡	
(1)	小腸用	77,200 円
(2)	大腸用	81,100 円

別表Ⅱ区分 157 を次のように改める。

157	消化管用ステントセット	
(1)	カバーなし	258,000 円
(2)	カバーあり	258,000 円

別表Ⅱ区分 183 を次のように改める。

183	血管内塞栓材	
(1)	止血用	8,670 円
(2)	動脈塞栓療法用	26,500 円
(3)	動脈化学塞栓療法用	99,000 円

別表Ⅸ(3)の表 112(6)②の項の次に次のように加える。

112	ペースメーカー (8) トリプルチャンバ (Ⅱ型) ② MR I 対応型 (薬事法承認番号) 22500BZX00368000	平成 26 年 1 月 1 日 から平成 26 年 3 月 31 日まで	1,710,000 円
-----	---	--	-------------

別表Ⅸ(3)の表 117(4)②の項の次に次のように加える。

130	心臓手術用カテーテル (1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル ⑥ 再狭窄抑制型 (薬事法承認番号) 22500BZX00322000	平成 26 年 1 月 1 日 から平成 26 年 3 月 31 日まで	174,000 円
-----	--	--	-----------

別表Ⅸ(3)の表 144(1)②の項の次に次のように加える。

144	両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (1) 単極又は双極用 ③ 自動調整機能付き (薬事法承認番号) 22500BZX00320000	平成 26 年 1 月 1 日 から平成 26 年 3 月 31 日まで	4,410,000 円
144	両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (2) 4 極用 ② 自動調整機能付き (薬事法承認番号) 22500BZX00402000	平成 26 年 1 月 1 日 から平成 26 年 3 月 31 日まで	4,610,000 円

別表Ⅸ(3)の表 146(3)②の項の次に次のように加える。

148 カプセル型内視鏡 (2) 大腸用 (薬事法承認番号) 22500BZX00310000	平成 26 年 1 月 1 日 から平成 26 年 3 月 31 日まで	83,100 円
--	--	----------